

岡山県立林野高等学校 いじめ対策基本方針

令和5年4月

いじめに関する現状と課題

・本校におけるいじめの態様は、冷やかしかからかい、いやなことを言われる、仲間はずれや無視をされるなどである。教員の発見や、本人・保護者からの連絡で発覚し、担任や養護教諭が状況を把握して、教育相談室やスクールカウンセラーとも連携を図りながら解決している。
・ほとんどの生徒が携帯電話(スマートフォン等)を持っており、ライン等のSNSの利用に多くの時間を使っている生徒もいる。個人情報や悪口等を書き込み、トラブルとなったケースもあった。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・学校をあげた取組を推進するために「いじめ対策委員会」を設置し、生徒課長のほか、教育相談係・年次主任・人権教育係・養護教諭等が参画し、それぞれの立場から総合的な対策を考える。
・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な取組を進めるとともに、一人ひとりが活躍できる機会を設けることで、仲間意識や達成感を感じられる学校づくりを進める。
・いじめの早期発見のために、「学校生活アンケート」を学期に1回実施し、得られた情報を教員間で共有する。
・美作署管内学警連の中高合同部会(年2回)や津山市青少年育成センター主催の中高生徒指導連絡会(年2回)、毎月の津山市内高等学校生徒指導連絡協議会において、中学校や関係機関との連携を密にする。
<重点となる取組>
・いじめを許さない集団をつくるために、生徒の主体性、自立性に基づく球技大会・文化祭・体育祭等を計画・実施し、仲間意識・達成感・自己有用感を高める。
・SNSの利用やネット上のいじめについての認識を深め、「いじめについて考える週間」等を活用し、生徒会が実施する取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・本校のいじめ防止基本方針をPTA総会で説明し、保護者の理解を得るとともに、PTA役員会等においていじめの問題について意見交換を行う。
- ・インターネット上のトラブルやいじめ問題を学校便り等で知らせる保護者にも一緒に考えていただくとともに、いじめ問題に関する本校の相談窓口や外部機関を紹介する。
- ・学校評議員会において、学校評議員と意見交換を行い、本校生徒の学校外での情報提供を依頼し、いじめの早期発見に努める。

学 校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核。相談窓口、発生したいじめへの対応。
- <対策委員会の開催時期>
 - ・年3回開催予定
- <対策委員会の内容の教職員への伝達>
 - ・委員会開催直後の職員会議で周知徹底する。緊急の場合は朝礼等で伝達する。
- <構成メンバー>
 - ・教頭・主幹教諭・指導教諭・生徒課長・教育相談係・年次主任・生徒指導主任・人権教育係・養護教諭
 - ※助言者として心理など外部の専門家を招聘する。

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

- ・県教育委員会
- <連携の内容>
 - ・ネットパトロールによる監視、専門スタッフの派遣
- <学校側の窓口>
 - ・教頭
- <連携機関名>
 - ・美作、津山警察署生活安全課
 - ・美作市青少年育成センター
 - ・津山市青少年育成センター
- <連携の内容>
 - ・インターネットモラル教室
 - ・非行防止教室の実施
 - ・定例の生徒指導連絡協議会や学校警察補連絡協議会での情報交換
- <学校側の窓口>
 - ・生徒課長

学校が実施する取組

①
いじめの防止

- <教員研修>
 - ・いじめ問題実践事例集等を活用した研修会を実施する。また、ネット上のいじめに関する研修会を実施する。
- <生徒会活動>
 - ・「いじめについて考える週間」に合わせ、生徒会や各種委員会がいじめ防止の意識を高めるための取組を主体的に進める。
- <居場所づくり>
 - ・日頃の授業や学級活動、学校行事の中で、一人ひとりが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 - ・文化祭、体育祭等の学校行事を通して、仲間意識、達成感等が実感できるようにする。
- <情報モラル教育>
 - ・ネット上のいじめを防止するために、SNSの利便性と、その裏に潜む危険性やトラブルへの対処法について学習し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を行う。

②
早期発見

- <実態把握>
 - ・学期毎に実施する「学校生活アンケート」やハイパーQU、STANDBY、担任による個別面談の実施などから学校生活の様子を把握することで、いじめの早期発見に努める。また、年次団会議や毎週の生徒課会議等で生徒の情報交換を行う。
- <相談体制の確立>
 - ・教育相談担当教員の紹介や教育相談日の周知を図り、生徒や保護者がいじめを訴えやすい環境を整える。
 - ・全ての教職員が生徒やクラスの小さな変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い信頼関係を構築し、相談しやすい体制を確立する。
- <情報共有>
 - ・定例の年次団会議や連絡会、生徒課会議等で生徒の情報交換を行うとともに、普段から教員間の情報交換を密にし、生徒の些細な変化について共通理解を図る。

③
いじめへの対処

- <いじめの有無の確認>
 - ・本校生徒がいじめを受けているとの情報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかにいじめの事実の有無について確認を行う。
- <いじめへの組織的対応の検討>
 - ・いじめ対策委員会を開催していじめの情報を共有し、速やかに指導・支援体制を確立し、組織的な対応を行う。
- <いじめられた生徒への支援>
 - ・該当生徒から事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、心のケアも含めて、該当生徒が安心して学校生活を送れるよう支援する。
- <いじめた生徒への指導>
 - ・該当生徒から事実関係の聴取を行い、事実が確認された場合、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、該当生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を形成することができるよう指導を行う。